

# 中野区と住宅金融支援機構が連携して安心の家づくりを応援

## 【フラット35】地域連携型

(地域活性化)

当初5年間の  
借入金利 年 **0.25%** 引下げ

### 【フラット35】地域連携型 対象範囲

#### 弥生町三丁目周辺地区

(弥生町一・二丁目の一部及び三丁目全域)



#### 大和町地区

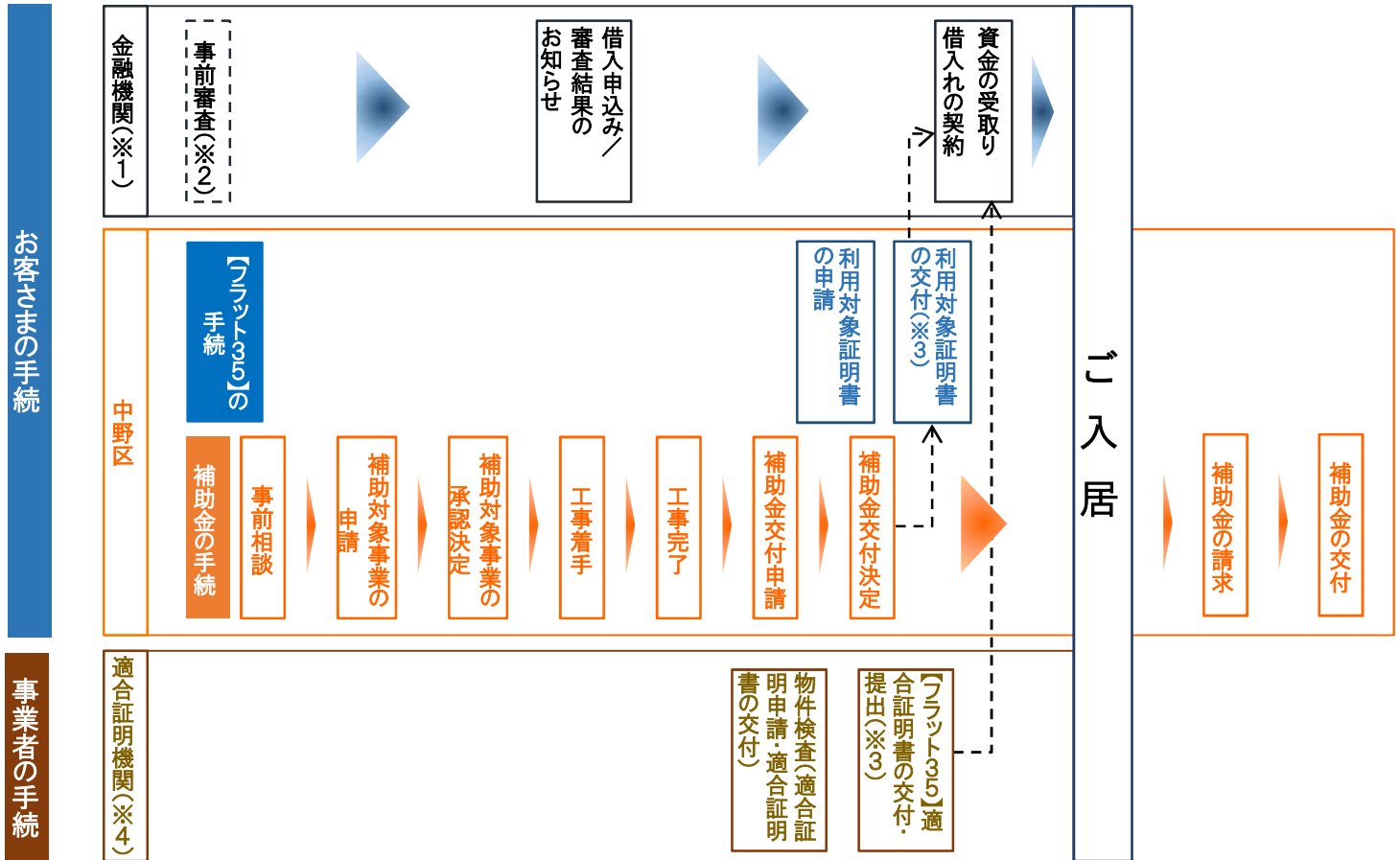
(大和町一丁目の一部、二丁目、三丁目、四丁目全域)



【フラット35】地域連携型は、中野区と住宅金融支援機構が連携し、中野区による補助金交付などの財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を引き下げる制度です。

※金利引下げを受けるには、裏面の中野区不燃化推進特定整備事業の補助金交付決定を受ける必要があります。

## 手続の流れ



(※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申請後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※3)【フラット35】地域連携型利用対象証明書及び【フラット35】適合証明書は、借入れの契約時まで金融機関へ提出する必要があります。

(※4)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者となります。

## 中野区のお問合せ先



### 中野区まちづくり推進部 まちづくり事業課 防災まちづくり係

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日及び年末年始除きます。)

TEL 03-3228-8978

## 【フラット35】地域連携型のお問合せ先



### 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料)

ハロー フラット35

営業時間9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。 048-615-0420 (通話料金がかかります。)

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。